

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定

第二十九期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領

土地区画整理法による換地計画の案の縦覧

告 示

鳥取県告示第百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七	昭和五十八年二月一日
清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目二三	昭和五十八年二月四日
板倉整形脳外科医院	八頭郡那家町大字郡家五九五一	昭和五十八年二月一日
森 医 院	西伯郡西伯町大字福成九八五	"
今宮齒科診療所	鳥取市湖山町北六丁目四〇三	昭和五十八年二月五日
谷 岡 薬 局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	昭和五十八年二月四日
国府町国民健康保険中河原診療所	岩美郡国府町大字中河原六八一七	昭和五十八年二月一日
木島調剤薬局	八頭郡若桜町若桜二〇三一二	"

鳥取県告示第百八十六号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十九期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項

の規定により推薦を求める。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二十九期鳥取県地方労働委員会労働者及び使用者委員候補者推薦
要領

一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（様式(1)）を推薦期間内に、知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式(2)）を推薦期間内に、鳥取県地方労働委員会に提出すること。

(三) (一)又は(二)による書類は、鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡の区域に主たる事務所を有する労働組合又は使用者団体が提出する場合を除

き、所轄労政事務所を経由して提出すること。
推薦することができる候補者の数
制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。

五 推薦の期間

昭和五十八年三月一日から昭和五十八年三月十一日まで

様式(1)

推 薦 書 昭和 年 月 日

鳥取県知事

所 在 地

労働組合又は使用者団体の名称
代表者 名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位 (使用者の所属会社並びにその地位)	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴	備 考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会 長

殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推薦手続に参加したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査して下さるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数 (男女別)
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示百八十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第八十六条第一項前段の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業に係る換地計画を定めようとするので、同法第八十八条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係者は当該換地計画について縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

昭和五十八年三月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧場所 米子市東町九七 鳥取県米子都市開発事務所
- 二 縦覧期間 昭和五十八年三月二日から同年三月十五日まで
- 三 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで